

会長声明

公認会計士のインサイダー取引について

平成 21 年 6 月 24 日
日本公認会計士協会
会長 増 田 宏 一

1. 昨日、金融庁は、日本公認会計士協会（以下、協会という。）の会員である公認会計士がインサイダー取引を行ったとして、平成 21 年 5 月 22 日の証券取引等監視委員会からの課徴金納付命令の勧告を踏まえ、258 万円の課徴金納付命令とともに業務停止 3 ヶ月の行政処分を公表しました。

今回の事件は、監査業務を通じて入手した情報をもとに行われたものではなく、証券会社社員から情報を入手した会員によるものであります。

2. 協会は、事件の全貌を把握した上で、自主規制機関として厳正な処分を行う所存ですが、インサイダー取引事件は、公認会計士の品位に関わり、公認会計士監査制度の信頼を揺るがす事態を招くだけに深刻に受け止めております。

会員に対しては、改めて、会計プロフェッションとしての職業倫理の自覚を強く訴えるものであります。

3. 協会は、昨年 3 月に発覚した公認会計士によるインサイダー取引事件に際し、会長通牒により会員に注意喚起するとともに、公認会計士及び監査法人に対して、内部管理体制の整備及びその運用状況の自己点検とそれを踏まえた改善措置などを要請してきました。

今回の事件は、前回の事件を踏まえた再発防止策に取り組む以前の平成 19 年に行われたものであり、協会としては、昨年来取り組んできた防止策を引き続き推進してまいります。

以 上